

厚生労働省山口労働局発表
令和元年11月15日(金)

担 当	厚生労働省山口労働局 労働基準部賃金室
	室長 栗山修一
	室長補佐 中野政行
	電話 083-995-0372

山口県特定（産業別）最低賃金を引上げ

— 12月15日から27円～30円引上げ —

山口労働局長（村井 完也）は、山口地方最低賃金審議会（会長 井出 泰成）からの答申を受け、4つの産業の最低賃金を下表のとおり改正することを決定しました。

改正する特定（産業別）最低賃金は、本年12月15日から山口県内の4つの産業で働く労働者に適用されます。ただし、18歳未満又は65歳以上の者、雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの及び清掃又は片付けの業務に主として従事する者などは除きます。

なお、山口県最低賃金（時間額829円）は本年10月5日から発効となっており、山口県内の事業場で働くすべての労働者に適用されています。

産業区分	現行 時間額	改正 時間額	効力発生日	引上額	引上率
鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業	939円	966円	令和元年 12月15日	27円	2.88%
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	865円	892円		27円	3.12%
輸送用機械器具製造業	909円	936円		27円	2.97%
百貨店、総合スーパー	822円	852円		30円	3.65%